府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、経済産業省　令第一号

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律（令和二年法律第五十七号）の施行に伴い、株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年六月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［条を削る。］	（劣後特約付金銭消費貸借等） **第八条の三**　法第二十二条第一項第五号ロに規定する金銭の消費貸借であって主務省令で定めるものは、元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であって、担保が付されていないものとする。 ２　法第二十二条第一項第五号ロに規定する社債であって主務省令で定めるものは、元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債であって、担保が付されていないものとする。 （地域経済活性化事業活動） **第八条の四**　法第二十二条第一項第六号に規定する主務省令で定めるものは、地域における中小企業者その他の事業者（事業を開始する者を含む。次条第二号において同じ。）が行う次に掲げる事業活動であって、地域産業の高度化若しくは活性化又は雇用機会の増大に資するものとする。 ［一～三　略］ （地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合） **第八条の四**　法第二十二条第一項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる者に対して投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約した投資事業有限責任組合（特定経営管理に係る投資事業有限責任組合にあっては、金銭の借入れを行わないことを約しているものに限る。）とする。 ［一・二　略］
［条を削る。］	［条を削る。］
［条を削る。］	（地域経済活性化事業活動） **第八条の三**　法第二十二条第一項第四号に規定する主務省令で定めるものは、地域における中小企業者その他の事業者（事業を開始する者を含む。次条第二号において同じ。）が行う次に掲げる事業活動であって、地域産業の高度化若しくは活性化又は雇用機会の増大に資するものとする。 ［一～三　同上］ （地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合） **第八条の五**　法第二十二条第一項第七号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる者に対して投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約した投資事業有限責任組合（特定経営管理に係る投資事業有限責任組合にあっては、金銭の借入れを行わないことを約しているものに限る。）とする。 ［一・二　同上］ （特定信託引受けの申込みに係る添付書面） **第十四条の四**　法第三十二条の九第二項に規定する主務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。 一　特定信託引受けの申込みに至った経緯を記載した書面 二　特定信託引受けの申込みをした事業者に対して有する債権の額が最も多い金融機関等による当該事業者に対する事業の再生の支援の方針を記載した書面 三　その他参考となるべき事項を記載した書面 （特定出資の申込みに係る添付書面） **第十四条の五**　法第三十二条の十第二項第四号に規定する主務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。 一　特定出資の申込みに至った経緯を記載した書面